

裁定請求書などの事前送付のお知らせ

厚生年金や国民年金の老齢年金の請求については、これまで社会保険事務所、年金相談センターなどへ出向いて、年金の請求書である「裁定請求書」を記入して手続きをしていましたが、平成17年10月から利便性の向上、裁定請求漏れの防止、裁定事務の簡素化を図ることを目的として、社会保険庁が管理する年金加入記録により、老齢基礎年金の受給資格要件が確認できたかたに対し、年金加入記録をあらかじめ印字した「裁定請求書」を年金支給開始年齢（60歳または65歳）到達月の3ヶ月前に送付することになりました。

また、60歳からは年金を受け取れないかた（国民年金のみのかたなど）や、加入期間が足りないかたには、その旨を説明した「案内ハガキ」を60歳到達月の3ヶ月前に送付し、65歳前に既に受給権が発生しており、裁定がされていないかた（未請求のかた）に対しても、65歳到達月の3ヶ月前に「裁定請求書」を送付することになりました。

裁定請求書の事前送付により、年金の請求前に年金加入記録の確認ができ、郵送による年金請求も可能となりました。



《送付対象者》

- ・ 60歳到達月の3ヶ月前の送付は
昭和21年1月2日以降に生まれたかた
- ・ 65歳到達月の3ヶ月前の送付は
昭和16年1月2日以降に生まれたかた



**住宅用火災警報器の
設置が義務付けられました**

羽島郡広域連合
☎388-1195

消防法および羽島郡広域連合火災予防条例の改正により、住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。

これは、住宅火災による死者の半数以上が高齢者であり、死因の七割が逃げ遅れによるものであることから、素早い火災の発見により避難を容易にし、死者を減らせるために住宅用火災警報器を設置しようとするものです。

◆いつから義務化されるの？
 新築住宅は、平成十八年六月一日から

既存の住宅や自動火災報知設備などが設置されていない共同住宅などについては、平成二十三年六月一日から設置義務化されます。

◆住宅用火災警報器とは？
 「煙式感知器」

火災により発生する煙を感じ、火災の発生を警報音又は音声で知らせるものです。

壁取り付付け式



天井取り付付け式



◆悪質な訪問販売にご注意！
 住宅用火災警報器などの設置義務化を契機として不適正な価格（市場価格を超える高額な価格）による販売を行う業者にご注意ください。
 また消防署が販売することはありません。
【問合せ先】消防本部予防課
 ☎388-11198